

平成 22 年 5 月 31 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登
(コ ー ド 番 号 : 3 8 2 5)

問 い 合 わ せ 先
電 話 番 号 (0 3) 6 2 0 6 - 2 2 2 0

当社の会計監査人が金融庁より受けた処分に対する当社の対応について

当社の会計監査人であるプライム監査法人に対し、平成22年5月28日に金融庁より処分（①業務の一部の停止1年（契約の新規の締結に関する業務の停止）：平成22年6月4日から平成23年6月3日まで、②業務改善命令（業務管理体制の改善））が行われましたが、これに対する当社への影響と対応をお知らせいたします。

当社の平成22年3月期決算については、平成22年6月上旬までに、会社法第444条第4項ならびに同法第436条第2項第1号に基づく会計監査人による監査を終了させる予定であります。

また、今回の当該監査法人に対する処分の内容が、今後の新規契約にかかる事項及び過去の業務監査に伴う今後における業務管理体制の改善にかかる事項となっているため、当社は引き続き当該監査法人による金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査を行う旨の了解を当該監査法人より得ております。

従って平成22年6月29日に予定している平成22年3月期にかかる有価証券報告書の提出においては、支障が無く行えるものと見込んでおります。

なお、平成23年3月期以降の対応につきましては、当該監査法人による監査を予定しております。

以上

当プレスリリースに関するお問い合わせ

株式会社リミックスポイント (<http://www.remixpoint.co.jp/>)

I R 担 当 e-mail : ir@remixpoint.co.jp